

第36回 東京弁護士会人権賞 受賞

特定非営利活動法人 移住者と連帯する全国ネットワーク 代表理事 鳥井一平さん

2021年度人権賞を受賞された「移住者と連帯する全国ネットワーク」の鳥井一平代表理事に、外国にルーツを有する本邦在住の方々へ長年支援を行ってきたこれまでの活動内容や、本邦における外国籍労働者の歴史、多文化共生のありかたについてのお考え等をお伺いしました。

聞き手・構成：酒井 昌弘、小峯 健介
(2021年12月22日 インタビュー実施)



プロフィール◆1997年発足。2015年のNPO法人化を経て、24年間にわたり在日外国人の人権保障のために活動を続けてきた。移民・難民・移民ルーツを持つ人々の声が政治に届けられるための媒介組織としての役割を果たすとともに、医療、女性、労働（技能実習生を含む）、人身売買、在留資格、貧困、非正規滞在者などの各分野で未知の領域を切り開き、社会問題化することにも成功している。

—— 人権賞の受賞、おめでとうございます。
ありがとうございます。

—— 特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク（以下、「移住連」）の活動を始められたきっかけについて、教えて下さい。

私は元々、全統一労働組合という個人加盟の労働組合で専従者（オルグ）をしておりました。

—— 個人加盟の労働組合ですか。

1970年にできた中小零細企業で働く労働者のための労働組合です。労働者が個人で加入できるという趣旨で結成されました。1990年、私は、あるガーナ出身の工場労働者から、残業代が出ていないのだから何とかならないか、という相談を受けました。本人は末期癌で帰国しましたが、当組合が関与し、未払賃金を勝ち取りました。

—— その後、外国籍労働者の方から相談を受けるようになったのですね。

はい。それ以降、外国籍の方から、特に労災関係の相談をたくさん受けました。労働基準法3条によれば、同法は在留資格に関係なく適用されるはずですが、当時の労働省や労働基準監督署と折衝し、その点を

明確にさせていただきました。

—— 当時の外国籍労働者の様子は、どんなものだったのでしょうか。

信じられないと思うのですが、当時、外国籍相談者の方々はほとんどがオーバーステイ労働者でした。当時は、観光ビザあるいはノービザで簡単に入国できたからです。バブル経済で仕事がありましたから、みなさん、普通にオーバーステイで働いていました。そして取り締まりも厳しくなかったのです。

—— 当時、外国籍労働者は、どのくらいいたのでしょうか。

公式データで30万人近く、私の実感では30万人を超えていたと思います。私のフィールドは元々中小零細企業でしたから、気付いたらフィールド内に外国籍の方がたくさんいたという感じです。私どもの組合は個人加盟ですから、外国籍の方も加入できました。

—— 「移住連」として活動を始められたのは、いつ頃ですか。

外国籍の方からの相談が増え、本格的活動を始めたのが1992年です。外国籍の方からすれば、あそこへ行けば何とかしてくれるという訳です。初めは3ヶ国の

出身者を対象に始めましたが、あっという間に対象国が40ヶ国に増えました。そして「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」が1997年に結成され、そこへ、私どもも参加することになりました。私はその後、同ネットワークの事務局長になり、法人化する時、代表理事になりました。

——法人化されたのはいつですか。

NPO法人化したのは2015年です。その時「移住者と連帯する全国ネットワーク」という名称に変更しました。つまり、「労働者」問題だけが課題ではないという趣旨です。法人化する以前も、労働問題だけではなく、女性のDVや権利の問題、子供の教育問題、医療、社会福祉等、様々な課題に対応していましたから、実態に合った名称に変えた訳です。ただ、私どもが支援する「本邦に在留する外国にルーツを有する方」を「移住者」という言葉で全て表現ができるかは、悩ましい問題です。「移住者」という用語は、国内移住者と混同する方も多からず。なお「外国人」という言葉は、意識的に使いません。日本人と外国籍の方を二分すると申しますか、差別的、排除的な響きを持つと思うからです。

——移住連の組織はどのようなものですか。また、具体的には、どのような活動をされていますか。

私どもは約110の参加団体から構成されるネットワークで、ネットワーク内に、複数のサブネットワークがございます。サブネットワークとは、労働、技能実習生、女性、医療福祉、教育等の課題毎のネットワークです。具体的活動としては、政策提言、ロビー活動、そして日常的な情報発信等を行っています。情報発信は主に、団体HPやSNS（Twitter、Facebook）、そして「M-ネット」という雑誌を通じて行います。普段から情報共有を重視しており、月に数回、情報共有会議も開催します。最近は、COVID-19の関係で、救済から取り残されている方たちも多いので、直接支援も行います。

——すると移住連が直接相談を受けるケースは、少ないのですか。

そうです。移住連に参加する各団体が、まず相談を受け、移住連は、各団体間のコーディネートを担当します。

——年間で、どれぐらいの方を支援されていますか。

数え切れないという表現しかできないです。1団体で100や200の支援を行っているケースもございます。

——外国籍の方が、移住連やそのネットワークにアクセスしようとする、どのような方法があるのでしょうか。

今はやはりSNSだと思います。移住連は全国各地の団体のネットワークですが、各団体は地域に密着し、地方自治体と連携をしている団体もございます。例えば移住連事務局に相談があった場合、どこが得意な領域かという観点から、各サブネットワークや各団体に話を繋ぎます。移住連の一番大きな機能は、マッチング、団体と団体との引き合わせ機能なのです。

——先日、熊本で、死体遺棄罪で有罪判決を受けた技能実習生（女性）がおられましたが、この方は逮捕前、支援組織には接触していなかったようです。外国籍の方の支援組織へのアクセス支援については、どのようにお考えですか。

この点は、「人の力」によるしかないと思います。例えば、外国籍の方は教会に来られる方が結構おられます。ですから私どもは、地方の小さな教会からも相談を受けます。例えば、徳島県の小さな教会に20人ものベトナム籍の方が日曜日のミサに来られたそうです。毎週来てお祈りして帰るけどどういった人たちだろうとの相談があり、調べたら技能実習生の方々と、その後の支援に繋がりました。

——外国籍の方は、悩んだ時に役所に行こうという発想にはならないのでしょうか。

あまりならないんです。

——在留資格に問題があるから相談できないということでしょうか。

むしろ言葉の問題だと思います。ですから移住連の活動でも、通訳同行や通訳者の紹介には、問い合わせが多いです。

——外国籍の方からすると、弁護士への相談というのはハードルが更に高い訳ですね。英語相談対応可というのを弁護士会でもやっていますが、それでは弱いでしょうか。

残念ながら弱いと思います。そもそも英語が通じる方が少ないのです。弁護士会で言語対応をどう考えて

おられるのかにつきましては、私どもも、関心がござ
います。

—— 通訳は費用も大変ですね。

そうなんです。ですから移住連は、今年から通訳費
用支援を行っています。

—— 財源は寄付ですか。

助成金です。休眠預金活用事業に応募し、採用
されました。通訳の方には実費と通訳料をお支払い
し、少しでも支援者が活動しやすくなればと考えてお
ります。

—— どんな言語をカバーされていますか。

依頼があれば、依頼のあった言語の通訳を探すと
いうスタンスです。

—— そのようなネットワークは全国各地にあるのですか。

はい。1990年代には、ある裁判所から法廷通訳を
頼まれたこともございます。

—— 我が国の外国籍労働者の歴史を教えてください。

この30年ですと、オーバーステイが当たり前だった
1990年代の後、日系労働者を多用する時代が来て、
その後、技能実習生制度が展開される時代へと続き
ます。不思議なことに、オーバーステイというと暗い
イメージもありますが、その後の日系労働者時代、技
能実習生時代と比べ、この頃は明るく自由闊達な時代
でした。日系労働者は派遣会社に管理されましたし、
技能実習生は転職転居ができません。一方、オーバ
ーステイ時代の労働者は、会社が不当なことをしたら、
辞めて次の職場に行けました。それは正しい労働者像
だと思います。自由な社会で「辞めたいから辞める」
という当たり前のことができた訳ですから。

—— 地方自治の「足による投票*1」に似てますね。1990
年代は入管法の縛りは緩かったのですか。

緩かったんです。当時と比較しますと、この10年
は格段に厳しいです。日本版アムネスティと言われる
在留特別許可件数も、この10年で激減してます。

—— 移住連の立場からは、我が国では、移住者や外国籍
労働者は、既に受け入れ是非云々の時期は過ぎ、現実の
存在という認識でしょうか。

そうです。ですから、私どもでは「今ここにいる」
というキャンペーンを行っています。受け入れ是非という
より、どう受け入れるかの問題だと思ってます。私は、
よく「移動」という言い方を致しますが、人々の「移
動」こそ現代社会の基礎と考えます。この地球上で、
人権や労働基準が担保された上、人々がどう「移動」
できるかという問題に、私たちの社会も真剣に取り
組むべきです。

—— 外国籍労働者は、どうあるべきでしょうか。

一番問題なのは外国籍労働者の「偽装」、つまり技
能実習生と留学生の問題だと思います。2020年10月
のデータですが、在留外国人172万人の内、労働者
として入国をされた方は20%しかおらず、23%が技能
実習生、20%強が留学生です。そもそも厚労省の外
国籍労働者データに「留学」カテゴリーがあるのは
おかしいです。

—— 歪な制度の原因は、「移民に対する一部世論の反発」
でしょうか。

一番の問題は政治的リーダーシップの欠如だと思
います。それを世論や国民感情の反発といった言葉
でごまかしている訳です。外国籍労働者受入れ論議
が沸騰したのは2005年末ですが、人口減少で労働力
不足が深刻化することは、以前から分かっておりま
した。1990年代は、外国籍労働者のオーバーステイ
を大目に見てごまかしておりましたが、これでは拙い
となって、議論が更に活発化し、議論が頂点に達し
たのが2008年です。2008年初めに、国立国会図書館
から『人口減少社会の外国人問題：総合調査報告書』
という本が出され、全国会議員に配られます。自民
党のPTからも、「日本型移民国家」「短期就労制度」
導入の提言がなされます。そうした議論が頓挫し、
今日に至っていると思います。

—— 頓挫の原因は何だったのでしょうか。

偏狭な政治的思想と、外国人嫌いだと思います。

* 1：「足による投票」とは、住民が自分にとって好ましい行政サービスを提供してくれる地方公共団体に住所を置くという選択をすることで、各地方公
共団体の納税収入等が変動し、地方自治体間にも競争メカニズムが発生するという地方自治の適正化に関する理論。

——「外国人嫌い」の原因は、未知のものに対する人間の根源的な恐怖とも考え得るのですが、どう考えるべきでしょうか。

未知なものへの不安が、外国籍の方々に向けられること自体が問題だと思います。更に申せば政治がそうした不安を煽るのは論外です。2021年1月から信濃毎日新聞と宮崎日日新聞が、多文化共生のありかたについて県内をめぐり、6ヶ月にわたり取材したそうですが、人々の多くは、外国籍の方々とのより良い共生への意欲を語ったそうです。その上で、両紙とも提言を出しています。今の入管制度や在留資格のありかたには問題があるのではないかと、入管制度の問題が、よりよい共生を求める声を阻んでいるのではなかろうかということです。私は、経営者とも会って話をします。すると彼らも「技能実習制度みたいなごまかし方をしていると、自分たちの産業が潰れてしまう。どうやってた担い手を確保できるだろうか」と真剣に話されます。未知に対する不安より、うまくやっていきたいという希望の方が、今は大きいと思うのです。対立したいと思う人は少ないと思います。私は、移民や難民をどう遇するかは、社会の民主主義度のバロメーターで、健全な経済発展とリンクしてると思います。

——最近日経新聞が、「移民に選ばれる日本になるには」という特集を組んでいます。どのようにお考えでしょうか。

我が国の課題は、人の「移動」に関して、如何なる制度を創るかだと思います。そして私は、それを入管庁に決めさせてはいけないと思うのです。現在、外国籍者の問題に関し、いつの間にか、入管法が他法より上位であるかのようにも見えます。1990年代は、外国籍労働者でも労働法による労働者保護が優先されるのが普通でした。しかし現在、例えばコロナ禍の公衆衛生問題で、人々の感染予防という立法目的に入管法が入る余地はないはずですが、何故か入管法が幅を利かせ、在留資格のない外国籍の方へのワクチン接種が阻害されてます。これは、入管庁主導だと、現状の在留資格を前提にした議論になってしまうからだと思います。我々は、まず共生のありかたを議論し、その一部として入管法が存在すると考えるべきです。

——少子高齢化で移民労働者に期待する声は大きいと思いますが、一方、移民労働者導入で、賃金が上がりにくくなるとの意見もあります。どう考えるべきでしょうか。

権利制限のある労働者、例えば「技能実習生」「留学生」といった移民労働者を導入しようとする現在の歪な制度が、そうした意見を生じさせる原因だと思います。日本の労働組合も「権利制限のある労働者の導入は行ふべきでない」旨、強く主張すべきです。

——我が国は、イノベーションが乏しい気がしますが、移民労働者導入による社会の多様性は、イノベーション活性化のきっかけになるのでしょうか。

例えばハラルフード*2をご存じですか。ハラルフードにはビッグビジネスの側面もあります。ハラル認証取得方法といった知識も、「ムスリムの隣人」が居れば得られるはずで。社会の多様性は、イノベーション誘発という点からも、重要だと思います。

——日本は非常に難民認定率が低い国ということでも有名です。どこに原因があると思われますか。

まず入管の責任が大きいと思います。裁判所も含め、「事実」をきちんと見ないのが原因です。次に政治的リーダーシップの欠如も問題です。国民に対し、私たち先進国の国民が果たすべき役割につき、政治家はリーダーシップを示すべきです。

——最後に、私ども弁護士に対し、期待されていることはございますか。

弁護士の使命「基本的人権の擁護と社会正義の実現」は私たちの活動と重なります。ただ注意すべきは「社会正義の実現」です。社会正義が何を指すかには、人によって差があると感じるからです。一方、基本的人権の擁護は、絶対的な価値だと思います。そして「基本的人権に国境はない」点、弁護士の皆様に改めてご認識いただけますと、非常にありがたいと思っています。

——本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

*2:「ハラルフード」とは、イスラムの教えに則った食品のことを指し、その規則はイスラム教の聖典コーランに基づく。ムスリムは、適切な方法で畜殺されていない家畜や、豚肉及びそれに由来する食品を食べることを禁じられている。